

肉用牛肥育経営安定特別対策事業  
第 3 業務対象年間契約希望者 様

一般社団法人岩手県畜産協会  
会長理事 田 沼 征 彦

### 肉用牛肥育経営安定対策特別事業における肥育牛補填金交付契約について

肉用牛肥育経営安定特別対策事業（以下「本事業」とします。）につきましては、平成 28 年 4 月以降、第 3 業務対象年間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 か年間）として実施いたします。

つきましては、第 3 業務対象年間の本事業にかかる肥育牛補填金交付契約（以下「契約」とします。）の締結を希望される場合には、下記の内容をご了解の上、別添様式に必要事項をご記入の上、事務委託先を経由して本会にご提出していただきますようお願い申し上げます。

なお、契約希望の申込みをしていただいた場合においても、契約の要件等を満たしていないことにより、受付できないこともありますのでご了承ください。受付をした後においても契約の要件等を満たしていないことが判明した場合においては、契約を締結できないこともありますので併せてご了承ください。

### 記

- 1 本事業の第 3 業務対象年間の関係規程制定は、平成 28 年 6 月 8 日以降となります。  
よって、第 3 業務対象年間（平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の本事業にかかる契約は、関係規程が制定された時点で正式の契約書の作成、取り交わしにより、契約締結となります。
- 2 第 3 業務対象年間の契約期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までとなります。
- 3 契約の申込みができる肥育牛生産者は、以下の①及び②の要件を満たす者とします。  
① 第 3 業務対象年間における契約生産者の要件（別添事業実施要綱第 6 の第 2 項）  
② 第 2 業務対象年間の途中で契約解除していない肥育牛生産者
- 4 第 2 業務対象年間の本事業にかかる契約に基づき個体登録の申込みをした肥育牛で、その契約期間中に販売されなかった契約肥育牛については、第 3 業務対象年間の本事業にかかる契約締結をすること及び生産者積立金を納付することを条件として、当該肥育牛は同契約の対象として継承されるものとして措置します。

肉用牛肥育経営安定特別対策事業実施要綱〔抜粋〕

平成 28 年 3 月 25 日付け 27 農畜機第 5583 号

第 1 ～ 5 〔略〕

第 6 事業の要件等

1 〔略〕

2 事業の対象となる者

第 2 の 1 の事業の対象となる者は、肥育牛生産者であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。ただし、農業協同組合及び農業協同組合連合会にあっては、農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 11 条の 51 の規定に定める農業経営規程を定め、農業の経営を行っている者に限る。

(1) 肥育に供する牛に係る損益が帰属する者であること。ただし、次に掲げる会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号。以下「会社法」という。）第 2 条第 1 号に定めるものをいう。）を除くものとする。

ア 資本の額又は出資の総額が 3 億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が 300 人を超えるもの（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人に該当するものを除く。）

イ アに準じるものとして、次のいずれかに該当するもの

(ア) その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の 2 分の 1 以上が同一の ア に掲げるものの所有に属しているもの

(イ) その総株主又は総出資者の議決権の 3 分の 2 以上がアに掲げるものの所有に属しているもの

(2) 肉用牛肥育経営緊急支援事業実施要綱（平成 23 年 8 月 19 日付け 23 農畜機第 2228 号）に基づき、緊急支援金又は出荷遅延支援金（以下「緊急支援金等」という。）の交付を受けた者にあつては、緊急支援金等相当額を事業実施主体に計画的に返還していること。

(3) 機構又は県団体がこの事業の実施に資することを目的に 8 の（1）の書類に係る枝肉の販売価格等のデータを補填金単価の算定等に利用することに応じていること。

(4) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 前業務対象年間（平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間をいう。以下同じ。）において、事業を中止又は廃止した者

イ 前業務対象年間において、県団体が 3 の交付契約を解除した者

3 ～ 1 4 〔略〕

第 7 ～ 第 1 3 〔略〕